

別紙 1 予防接種の種類、対象年齢、個人通知の時期及び接種間隔

《R8.3.25 版》高松市定期予防接種（子ども）

制度 …… 定期接種の制度上、満たす必要がある条件
 ※ 逸脱した場合は接種費用の支払い不可

標準 …… 標準的な接種時期・間隔

接種間隔の数え方

・「〇〇日以上」…… 接種日を除く、間の日数で数える

(例) 「6日以上」の場合 4月1日に接種→4月8日から次の回数を接種可能

・「〇〇月以上」…… 〇〇月後の同じ日から接種可能

(例) 「6月以上」の場合 4月1日に接種→10月1日から次の回数を接種可能

1 ロタウイルス

対象年齢	接種間隔
<p>制度 (1価) 生後6週0日後から 24週0日後までの間</p> <p>(5価) 生後6週0日後から 32週0日後までの間</p> <p>標準 生後2月に至った日から 14週6日後までの間に初回接種</p>	<p>1回目</p> <p>↓ 制度 27日以上</p> <p>2回目</p> <p>↓ 制度 27日以上</p> <p>3回目※</p> <p>※ 3回目の接種は5価のみ</p>
個人通知（予診票発送）の時期	
生まれた翌月の末	

2 B型肝炎

対象年齢	接種間隔
<p>制度 1歳に至るまで</p> <p>標準 生後2月から 9月に至るまで</p>	<p>1回目</p> <p>↓ 制度 27日以上</p> <p>2回目</p> <p>↓ 制度 139日以上</p> <p>3回目</p> <p>※ 産科で実施する出生時の接種はこのうち1回分のみ（残りは実施協力医療機関で実施）</p>
個人通知（予診票発送）の時期	
生まれた翌月の末 ※ 産科で出生時に接種が必要な場合は出生前に送付	

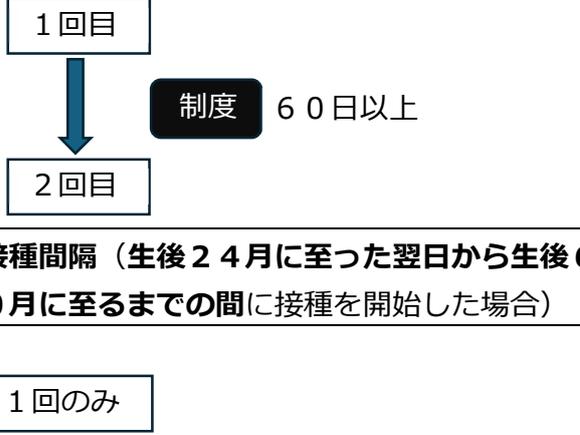
3 ヒブ (Hib)

対象年齢	接種間隔 (生後7月までに接種を開始した場合)
<p>制度 生後2月から 60月に至るまでの間</p> <p>標準 生後2月から 7月に至るまでの間に初回接種</p> <p>生後7月を超えてから初回接種開始の場合や、3回目の接種を終える前に生後12月に到達した場合は、回数及び間隔が異なる。詳細は「予防接種ガイドライン」を参照のこと。</p>	 <p>1回目 → 2回目 (制度: 27日以上, 標準: 27日から56日)</p> <p>2回目 → 3回目 (制度: 27日以上, 標準: 27日から56日)</p> <p>3回目 → 追加 (制度: 7月以上, 標準: 7月から13月)</p>
<p>個人通知 (予診票発送) の時期</p>	
<p>新規の発送は無</p>	

4 小児用肺炎球菌

対象年齢	接種間隔 (生後7月までに接種を開始した場合)
<p>制度 生後2月から 60月に至るまでの間</p> <p>追加接種は生後12月から 60月に至るまでの間</p> <p>標準 生後2月から 7月に至るまでの間に初回接種</p> <p>生後12月から 15月に至るまでの間に追加接種</p>	 <p>1回目 → 2回目※ (制度: 27日以上, 標準: 27日から56日)</p> <p>2回目※ → 3回目※ (制度: 27日以上, 標準: 27日から56日)</p> <p>3回目※ → 追加 (制度: 60日以上, 標準: 7月から13月)</p>
<p>個人通知 (予診票発送) の時期</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 初回接種 (予診票3枚) 生まれた翌月の末 追加接種 (予診票1枚) 生後10月になった月の末 	<p>※ 生後24月を超えた場合は、2回目・3回目の接種は実施しない (追加接種は実施) また、2回目の接種を生後12月以降に実施する場合は、3回目の接種は実施しない (追加接種は実施)</p>

4 小児用肺炎球菌（続き）

接種間隔（生後7月に至った翌日から12月に至るまでの間に接種を開始した場合）	接種間隔（生後12月に至った翌日から生後24月に至るまでの間に接種を開始した場合）
 <p>※ 生後24月を超えた場合は、2回目の接種は実施しない（追加接種は実施）</p>	

5 五種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ・ヒブ）

対象年齢	接種間隔
<p>制度 生後2月から90月に至るまでの間</p> <p>標準 生後2月から7月に至るまでの間に初回接種</p>	
<p>個人通知（予診票発送）の時期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初回接種（予診票3枚） 生まれた翌月の末 ・追加接種（予診票1枚） 生後10月になった月の末 	

6 三種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風） 不活化ポリオ

対象年齢	接種間隔
<p>制度 生後2月から 90月に至るまでの間</p> <p>標準 生後2月から 12月に至るまでの間に初回接種</p>	 <p>1回目</p> <p>↓</p> <p>2回目</p> <p>↓</p> <p>3回目</p> <p>↓</p> <p>追加</p> <p>制度 20日以上 標準 20日から56日</p> <p>制度 20日以上 標準 20日から56日</p> <p>制度 6月以上 標準 12月から18月</p>
個人通知（予診票発送）の時期	
新規の発送は無	

7 二種混合（ジフテリア・破傷風）

対象年齢	接種間隔
<p>制度 11歳以上13歳未満</p> <p>標準 11歳に達したときから 12歳に達するまで</p>	1回のみ
個人通知（予診票発送）の時期	
11歳になった月の末	

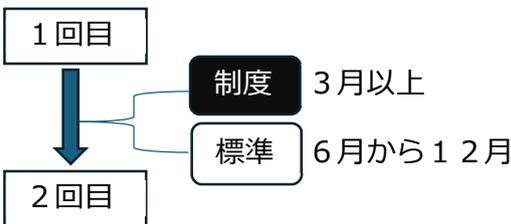
8 結核（BCG）

対象年齢	接種間隔
<p>制度 1歳に至るまで</p> <p>標準 生後5月から 8月に達するまで</p>	1回のみ
個人通知（予診票発送）の時期	※ 他の種類の注射生ワクチンを接種した場合は、27日以上間隔を空けること（同時接種は可）
生まれた翌月の末	

9 MR（麻しん風しん）

対象年齢	接種間隔
<p>制度 (第1期) 生後12月から 24月に至るまでの間</p> <p>(第2期) 年長児（小学校進学の前年度） ※ 各年度の具体的な対象者は 別表のとおり</p> <p>《特例措置》 (第1期) 令和4年4月2日から 令和5年4月1日生まれ (第2期) 平成30年4月2日から 平成31年4月1日生まれ</p> <p>特例措置の実施期間は 令和9年3月31日まで</p>	<p>(第1期) 1回のみ</p> <p>(第2期) 1回のみ</p> <p>※ 他の種類の注射生ワクチンを接種した場合は、27日以上間隔を空けること（同時接種は可）</p>
個人通知（予診票発送）の時期	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 第1期（予診票1枚） 生後10月になった月の末 ・ 第2期（予診票1枚） 年長児になった年度の4月 	

10 水痘

対象年齢	接種間隔
<p>制度 生後12月から 36月に至るまでの間</p> <p>標準 生後12月から 15月に至るまでに1回目を接種</p>	 <p>※ 他の種類の注射生ワクチンを接種した場合は、27日以上間隔を空けること（同時接種は可）</p>
個人通知（予診票発送）の時期	
生後10月になった月の末	

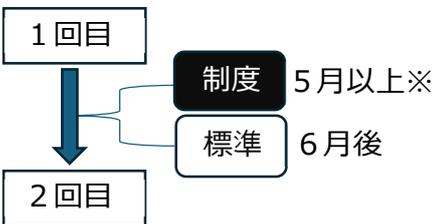
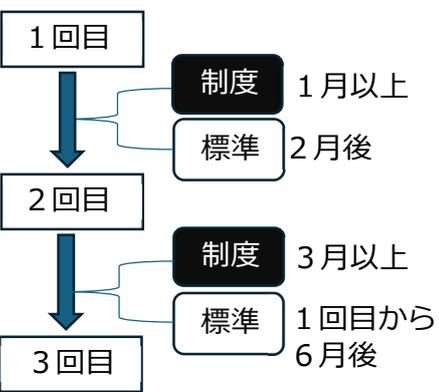
1.1 日本脳炎

対象年齢	接種間隔
<p>制度 (第1期) 生後6月から 90月に至るまでの間</p> <p>(第2期) 9歳以上13歳未満</p> <p>標準 (第1期) 3歳に達した時から 4歳に達するまでに初回接種 4歳に達した時から 5歳に達するまでに追加接種</p> <p>(第2期) 9歳に達した時から 10歳に達するまで</p>	<p>(第1期)</p> <p>(第2期) 1回のみ</p>
個人通知（予診票発送）の時期	
<ul style="list-style-type: none"> ・第1期（予診票3枚） 3歳になる直前の月の末 ※ 3歳未満で早期接種を希望者には別途発行 ・第2期（予診票1枚） 9歳になった月の末 	

1.2 日本脳炎（特例接種）

対象者	勧奨再開前の接種歴	接種間隔
平成19年4月1日 以前の生まれ かつ 20歳未満	第1期を 未接種	1回目と2回目を6日以上の間隔をあけて接種、2回目接種からおおむね1年後に3回目を接種、さらに6日以上間隔をあけて4回目を接種
	第1期を 1回接種済	2回目、3回目、4回目をそれぞれ6日以上の間隔をあけて接種
	第1期を 2回接種済	3回目、4回目を6日以上の間隔をあけて接種
	第1期を 3回接種済	4回目を接種

1.3 子宮頸がん（HPV）・・・女子のみ

対象年齢	接種間隔
<p>制度 12歳になる年度の初日から 16歳になる年度の末日 (小学6年～高校1年相当) ※ 各年度の具体的な対象者は別表のとおり</p> <p>標準 13歳になる年度の初日から 当該年度の末日 (中学1年相当)</p>	<p>(1) 15歳未満で初回接種を開始する場合</p>  <p>※ 5歳未満で2回目を接種した場合、(2)と同様に3回目の接種が必要</p> <p>(2) 15歳以上で初回接種を開始する場合</p> 
<p>個人通知（予診票発送）の時期</p>	
<p>中学校進学直前の冬頃</p>	

別表 MR2期・子宮頸がんワクチン 実施年度ごとの対象者

実施年度	MR2期対象者	子宮頸がん（HPV）対象者
<p>令和8年度 (R8.4.1～R9.3.31)</p>	<p>R2.4.2～R3.4.1 生まれ</p>	<p>H22.4.2～H27.4.1 生まれ</p>
<p>令和9年度 (R9.4.1～R10.3.31)</p>	<p>R3.4.2～R4.4.1 生まれ</p>	<p>H23.4.2～H28.4.1 生まれ</p>
<p>令和10年度 (R10.4.1～R11.3.31)</p>	<p>R4.4.2～R5.4.1 生まれ</p>	<p>H24.4.2～H29.4.1 生まれ</p>